

員を整理いたしますことは、誠に國民の要望に應えるゆえんであり、これが実施を希望することは人事委員会の一致した意見でありましたが、今回の定員法案について先ず申述べたいことは、法案の審査に必要な資料の極めて不十分な点であります。

定員法が各省各廳の必要にして最小限度の公務員の数を定めることを目的とする以上、その仕事の量と具体的人員数とは審議に絶対必要な條件であるにかかわらず政府より提出された資料は極めて不十分であり、又極めて不統一であつて抽象的に整理の可否を論ずる以外公正妥當なる職員的人的構成を検討する余地のない状態であることは眞に遺憾でありまして、今後の善処方を要望して止まない次第であります。

次に本法案の具体的内容については次の三点の修正を可とするものであります。その第一は本法案第二條についてであります。第三條は各省各廳の定員を次官より副備人に至るまで一括して規定してありますが、かくのごときは各省各廳の総人員数を制限するといふに止まるものでありまして、理想的定員法が職階法の制定までは不可能であるにせよ、少くとも現行の一級、二級、三級等の階級の別又は局長長等の職務の別によつて規定すべきものであります。

次は本法案附則第五項の規定の削除であります。即ち苦情処理の手續を排除することに反対するものであります。政府職員はその仕事の性質上職業権を有せず団体交渉権についても特別の制限に服する義務を有するのであります。この半面その身分は保障され、

不当の処分を受けたと考えられる場合、その不服を訴へ、之が救済を求めざる権利を興えられていたのであります。たゞ、今回の整理にあたり、その整理員数の多数にのぼるといふ單なる手續上の理由を以てこの権利を奪ふことは甚だ不穩當と云わざるを得ないのであります。我が國の公務員制度の將來のためにも決してよい結果はもたらさないであります。尚つけ加えますが、專賣公社國有鐵道の職員に関する附則第九項の規定についても同趣旨の意見を持つものであります。

第三点は本法案附則第十一條の退職手当の問題であります。本来退職手当の支給はその性質上法律を以て規定するを必要とするものであるのみでなく、退職手当の金額は行政整理の具体的内容の最も重大なものであります。現在、生計困難の時代、行政整理に當つてこのことは國家公務員の第一の關心事でありまして、すべからず本法案の中にその金額を明示すべきものでありまして、政府原案によれば今回の退職者に対しては苦情処理の規定の適用を排除しながら退職者の受くべき退職手当の金額はこれを法律に明示することを避けていますことは、甚だ國家公務員に對し制度としての均衡を欠くものと言わざるを得ません。

最後に前に述べました通り、行政整理の実施は速かにこれを希望するものであります。整理はすでに成立した本年度予算にも基き行政措置のみによつても実行し得るのであつて、實質的にはこの行政措置と何ら差違のない内容の定員法を今特別に審議し、判定しなければならぬ必要は認め難いといふ有力な意見もありましたことをお傳へ

いたします。以上簡單であります。人事委員会における本法案に対する意見を申し述べた次第であります。

○委員長(河井瀧八君) それでは速記を止めさせていただきます。
午後二時八分速記中止

午後四時三十七分速記開始

○理事(中川幸平君) 速記を始めて下さい。今安本長官がお見えになつておりますから、安本長官に対する質疑をお願いいたします。

○カニエ邦彦君 それでは安本長官にお伺いしますが、この物價廳の定員に關しては、關連いたしましたお伺いいたしますが、公定價格の設定をされておるところの職員の数ですが、これは私の方に資料を頂いておるのですが、今その資料が見当りませんが、九百七十五名というものが物價廳の現在の人員でありまして、予算定員では一千二百名、それでこの削減は一般に依つて二割を下げ得るといふことになりまして、八百七十七人ということに相成りまして、この八百七十七人がどういふ仕事をやつておるかということについて、具体的に御説明願いたいと思ふのであります。

○國務大臣(青木孝義君) この数はこれは全体の数でございます。これは人々の中で一部分はその補助の仕事をするといふこともございますが、ともかくもこの物價の、日本の經濟の變化に伴ひまして、上り下りということを絶えず注意をいたし、且つ又公定價格等についての民間の要求であるとか、或いは、その外公定價格について絶えず資料を蒐集いたしましたして、それ

を勘案し、價格形成、或いはこの原價の監査であるとか、價格差益がどうかいふような点についてこの仕事に當つておるのでございます。

○カニエ邦彦君 只今お聞きしますと、この九百七十五名がなしておるところのそれらの仕事は、國としても可なり重要な仕事をやつておるようになるのですが、この仕事は順調にこの人員でやつて行けるお見込みですか。その点もよつと伺いたしたいと思います。

○國務大臣(青木孝義君) 御承知の通り、物價廳の仕事はなかくせわしいものであり、とにかくこの全國に亘つての物價というやうな問題を對象にしておりますから、これはなかく仕事といたしましては骨の折れる仕事でございます。併しながら、今回の行政整理につきまして、二割の削減をいたしましたのであります。我々としては是非この人員を以てこの仕事をやつて参りたいといふことで、多少減りましたけれども、十分今後ともこの仕事に努力をいたして、その目的を達成して参りたいと思ひます。

〔理事中川幸平君退席、委員長席〕
○カニエ邦彦君 今大臣の御説明によると、努力をしてこの人員を二割減らした数字でやつて行きたいと思つておられることを言われますが、私の聞いておる範囲では、非常にこれが無理ではないか。やれないのではないかと、いふやうなことを伺つておるのでありますが、この先公定價格の設定に關する仕事についてはどうですか。それだけの仕事を何人の人がやつておつて、一人当りがどれだけやつておるといふことについて、一

應具体的に御説明を願いたいと思ひます。

○國務大臣(青木孝義君) この九百七十五名というのであります。これを大体大まかに申しますと、五百六十六名です。この本廳におきまして、七万五千八百四、公定價格の定めてある数であります。七万五千八百四と、それから地方におきまして四万五千二百七十六種類と、さういつたもの、その品目についてです。合計十二万二千八十といふことになつております。これを五百六十六名の者で担当いたしておる次第でございます。

○カニエ邦彦君 そうしますと、十二万二千八十品目といふこの膨大な数字を五百六十六人でやつておるといふことになりまして、一人当りが二百二十二品目強にならうかと思つておるのですが、一人当りこの重要な仕事を二百二十二品目やるという結果になりますと、とてもこれは人間業ではでき得ないやうな感じを受けるし、又現場の者に伺ひましても、とてもこれではやりきれないといふやうなことをしばしば聞くのであります。これに對しての大臣のお考えはどうでございますか。

○國務大臣(青木孝義君) その二百二十二品目であります。さういふ数につきましても、これにはいろいろ先程の時に御答弁をいたしましたのであります。が、その物價の品目等につきましても、いろいろそのよりまず多数の差がございまして、今おつしやいますものを中心として考えますれば、勿論かなり骨の折れる仕事でございます。併しすでに經濟安定本部も成立後年を経れておりますので、いろいろな点で洗練されて参つております。従つてその洗

練されて参つております。従つてその洗

量が新らしく加つて来ておるものも物
價に於いてはあります。ところが
が新らしい事務が加つたにも拘わら
ず、従来の人員を更に二割なり三割な
りを減らすということになります。す
ば、一人の担当する事務量というもの
が従来よりも遙かに多くなるというこ
とはこれは見易い道理だと思つのであ
ります。そういう点につきまして、結
局物價の職員はオーパー・ワークに
なるのだというところが一應結論
できるのではないかと。その点に
ついて安本長官の御答弁を願いたい
と思つます。

○國務大臣(青木孝義君) それはおつ
しやる通りに人が減りますれば、それ
だけは外の方に意味が加つて参ります
ことは私もよく承知いたしておりま
す。

○堀眞琴君 人が減るからオーパー・
ワークになるというだけだなく、新ら
しい事務が相当加つて来るんだとい
うことを私は申上げておる。
つまり従来の仕事の量よりも多い仕
事の量を従来よりも少い人員で以て担
当するということになるから、その間
のオーパー・ワークの点は前よりも更
に加つて来るんだ、こういう工合に考
えるのですが、その点について御答弁
を願いたい。

○國務大臣(青木孝義君) これは堀さ
ん御承知かと存じますが、今回は價格
の全面的改訂をやりません。そのため
に順次特別なそういう必要なものだけ
が、その取扱ひの対象になつて参りま
するし、その外御承知かと存じます
るが、段々統制價格の撤廃をいたし
て行くものも殖えて参りましたので、
そういう点で今回のところはそれ程今

まで我々が過去にやつて来たところか
ら考へて見まして、重圧にならないだ
らう、こういう考へを持つておりま
す。
それから尙今後とも行政審議会とい
うものもございまして、その中では当
然おつしやるような事務の分量とかい
つたような問題について、科学的にも
考へて行くことと存じますので、又
若し万一そういうことでできないとい
うことであれば、改めて考へる機会も
あるかと存ずる次第であります。
○堀眞琴君 只今のお話ですとい
うと、物價の改訂は行わぬというお話で
ありますが……。
○國務大臣(青木孝義君) 全面的改訂
は行いません。

○堀眞琴君 四、五千品目をこれから
外すかと予定して、おるのですね。
○國務大臣(青木孝義君) さようござ
います。

○堀眞琴君 品目を減せばそれだけ物
價統制の上において仕事が減るだらう
ということ、勿論私も予想しないわ
けではありませんが、それを外すこと
によつて又そのための事務が相当量殖
えるだらうということ、予想されるわ
けであります。
(委員長退席、理事藤森眞治君委
員長席に着く)

それからそればかりではなくて一人
当りの品目が、四、五千品目を減らし
ますとそれくらゐになりますか。實際
に担当する一人当りの品目というもの
は、その数の上においては相対的には
減らぬのではないかと、工合に考へ
られるのであります。その点は如何で
ございませうか。
○國務大臣(青木孝義君) その点は將
來の問題になりますので、尙我々も研
究したいと思つます。

○三好始君 物價の定員に關して一
つお尋ねいたします。それは去年から
例の米價の追加支拂いを実現いたして
おるわけでありまして、それに伴う事
務の増加がどういふふうな処理されて
おりますか、定員に關連してお尋ね
したいと思つのであります。実は個
人的なことを申上げて非常に例として
は恐縮なものでありますが、パリティ計
算に基いて米價の追加支拂いをなすべ
きであるというところは、一昨年の秋か
ら私が提案いたしました、物價の係
の押川事務官と私とで随分議論を重ね
て来たわけでありまして、去年になり
まして追加支拂いが決定されました。

今日行なわれておるわけでありまして。
ところが最近私聞きましたところによ
りますと、押川事務官はパリティ計算
のそういう追加支拂いというふうな新
らしい問題が起つて来たことと關連す
ると思つますが、過労のために今日は
倒れておると聞いたのであります。そ
ういふことから考へまして、追加支拂
いに伴う事務の増加ということが予想
され、想像されるわけでありまして、
その辺はどういふふうになつておりま
すか。お伺いしたいと思つます。
○國務大臣(青木孝義君) 私もその事
務官のお話は承つておりますが、御承
知かと存じますが、その仕事は大体食
糧管理局の仕事になつておりますの
で、私の方にはそれ程大してこれによ
つて仕事が増加するということには相
成つておりません。

○理事(藤森眞治君) 安本長官に対す
る御質問はございせんか。それでは
安本長官に対する質問は打ち切ります。
次に運輸大臣に対する質問を願いま
す。

○三好始君 今度の定員法によりまし
て、國有鉄道は相当大幅の人員整理が
行われることになつておるわけであ
りますが、それに伴う運輸当局の対策を
資料によつて検討いたして見ますと
いふと、例えば勞賃基準法關係では、
夜間連続四時間休息の断続である
とか、或いは特殊日勤務の指定拡充であ
るとか、宿直の制限緩和であるとか、
こういうふうな対策が予定されてお
るようでありまして、又運輸關係にお
きましては、通過列車監視の削減である
とか、中間駅の信号機圧縮である
とか、その外一々検討して見ますとい
うと、我々こういう方面についての専門

的な知識を十分持つておらない素人が
考へて見まして、随分危険率が多くな
つて来るのではなからうかと思はれる
ような対策になつておると考へられる
のであります。こういう実情で、果
して運輸大臣として事務の防止につ
いて自信をお持ちであるかどうか、その
点を承りたいと思つのであります。
○國務大臣(大屋三三君) 定員法で人
員が大分減りますが、事故のないよう
に、而も今挙げられたような問題で、
中には眞実でないものもございませ
んが、いろいろな配置轉換や、能率の向
上といふものをいたしまして、事故は
勿論ないように心がけて、この定員で
やつて行けると確信しております。

○三好始君 それは具体的な調査に基
く根拠に立つたお考えですか。それと
も抽象的な大体この程度でやれるつも
りだといふ程度のお答えなんでしょうか。
○國務大臣(大屋三三君) それは長年
の経験によりまして、それ／＼の配置
轉換を適當にやればできるといふ方式
で申上げておるわけでありまして。

○三好始君 現場で仕事に従事して
おる人々の意思では、非常な支障が生ず
るといふようなことを我々たび／＼聞
いておるのですが、それに対する運輸
大臣のお考えは如何ですか。
○國務大臣(大屋三三君) それは当局
といたしましては、そういう支障は起
きないと信じております。
○カニエ邦彦君 コーレクションと
それから運輸省の人事の交流はもつと
おやりになるのですか、この人員整理
に伴つて……。
○國務大臣(大屋三三君) やるつもり
です。

○カニエ邦彦君 そうするとどうい
う

そういふ点で今回のところは、それ程今
と四五千の價格統制が減つて参る
という事になると思ひます。
て来たわけでありすが、去年になり
まして追加支拂いが決定されました、
か、その外一々検討して見ますとい
と、我々こういう方面についての専門
です。
○カニエ邦彦君 そうするとどうい

ような方法でおやりになるのですか。

○國務大臣(大屋三三) それはつま
り今具体的にどうしようかと思つて、
今研究しておるんですが、コーポー
ションと本省の運輸省自体というも
のが、御承知のように名が契ります
で、片方は公務員法による公務員と、
コーポレーションの方は公務員法によ
る公務員ではないのです。併し長年の
間同じ仕事をやつて来たんでし、人
練りの関係もありますから、身分、待
遇、或いは試験というような点に対
しまして、これから研究して交流をや
なければ暫くの間はいけないと思つて
おります。

○カニエ邦彦君 すると大体暫くとい
つてもどのくらいの期間の間に行われ
るのですか。

○國務大臣(大屋三三) つまり今一
つ鍋の飯を食つておつたのが、二つに
分れるのですし、暫くの間はいろい
ろな定員関係で、コーポレーションに
つた者を本省へ戻し、本省の者をコー
ポレーションの方にやるというよう
なことが起ると思ふのです。併し長年
経ちますと、コーポレーションはコー
ポレーションとして、早く言えば、新
規に学校の卒業生を採用するというこ
とになりますから、後では手前をやつ
て行くように思ひますが、やはり何年
先きになつても多少の交流はむろん起
ると思つております。何年経つたら
も多少の交流はした方が能率が上る、こ
ういふように考へております。

○カニエ邦彦君 鉄道監督行政は、大
体中央だけでやることになるのです
か。

○國務大臣(大屋三三) それは中央
に一つ鉄道の監督をする局を置きまし
て、それから地方に九つの局を置きま
して、それで今までありました東京鉄
道局とか、大阪鉄道局というものはコー
ポレーションに入つてしまふから、今
度は運輸本省の仕事をする局を全国に
九つ置くことにいたしてあります。

○カニエ邦彦君 その九つの局とい
うのは、新しくお建てになるのです
か。今までの鉄道局の、まあ何とい
ますか、居候でもさすのか。

○國務大臣(大屋三三) 鉄道局は
コーポレーションの方に輸入をさせ
まして、鉄道局をやつておつた監督行
政を、従来の特別道路監督事務所とい
うのが全国に九つありますから、そ
れを基本にして今まで鉄道局にあつた
奴を新たにそつちの方に持つて来て、
特別道路監督事務所が今の仕事をや
る、こういうことになりま。

○カニエ邦彦君 國鉄は非常に今回の
整理の大体大多数を数にするとやるこ
とになつておるのですが、何といま
すか、首切りの対象というようなこと
については、一体どういふような基準
でですね、おやりになるか。例えば病
氣欠勤者とか、又怠け者とか、何とか
というような順位があるかと思つた
すが、それのお考えを……。

○國務大臣(大屋三三) それはです
ね、何しろ相当の数に上りますから、
只今カニエ君のおつしやつたように、
能率の上らない者であるとか、つまり
その中には、或いは病氣の、身体が支
夫でも能率の上らない、成績の悪い者
というような種類の者、それから病氣
で長期に欠勤をしておるような者とい
うようにならうに、それらの標準を二

應考えましてやるつもりでおります。

○カニエ邦彦君 現在大体病氣で休ん
でおる者の数はどのくらいあります
か、大体の見当を……。

○國務大臣(大屋三三) 一ヶ月以上
休んでるのが一万五千人強あるそうで
あります。

○カニエ邦彦君 それから大体高年齢
者というような者はどのくらいありま
すか。

○國務大臣(大屋三三) 資料を差上
げてあるんですが、カニエ君、成る
べく資料のある奴は君、読んでやつて
下さい。今お答えしますから……。

○カニエ邦彦君 大臣、資料が余り多
いので……。

○國務大臣(大屋三三) 勉強してや
つてくれ。ちよつと申上げますが、
一、二例を申上げますが、昭和二十四
年三月末日現在年齢別職員数という資
料を差上げてあります。例えば五十一
歳から七十五歳までの者ははずつとこ
にあげてあります。一例を申上げます
と、五十一歳のところが、男が三千六
百二十三人、女が百十三人、五十二歳
の分が、男が二千五百八十八人、女が
八十三人というように、七十五歳まで
は表が全部差上げてあります。

○カニエ邦彦君 この資料には終戦後
の採用者の数はあがつておりますか。

○國務大臣(大屋三三) カニエ君、
それもあなたのとこに資料を差上げ
てあるのですがね。

○理事(藤原義治君) ちよつと皆さん
にお話いたしますが、資料の出ている
分は資料までお入りにならないで、
資料を基礎にしての御質問が結構だと
思ひますが、どうぞそんなふうにお願
いいたします。

○堀真琴君 今度國鉄は十万以上の首
を切るわけなんです、五十万六千人
という新定員が規定されたわけであり
ますが、鉄道の二十三年度の輸送計画
は一億三千万トン計画、本年度は一億
四千万トン計画、十万人以上の人を整理
いたしまして、そうして一千万トンも
多い輸送計画をどうして行われること
ができるか、それから五十万幾らとい
う新定員を設定された基準といひます
か、人員と仕事の量との関係について
その御説明をお願いしたいと思つた
であります。

○國務大臣(大屋三三) それは輸送
量は御承知の通り昨年よりも本年は一
千万トン余計に計画しております。人
員は約十万人弱を整理をするとい
うことになつてはいるのですが、これに
対しまして仕事の分量の増加を考慮
いたしまして、能率的なそれらの配置
轉換、或いは本来の能率の高進とい
う点を組合せまして、それら部分的に
且つ総合的に一定の目標を立てまし
て、仕事と人員の量を、能率増加の方
式を加味いたしまして、輸送量の一億
四千万トンを今年に五十万六千人で以
て完遂ができるという確固たる計画が
できています次第であります。

○堀真琴君 仕事の量と人員との約合
い、能率の関係から十分一億四千万ト
ンの輸送計画が完遂できるというお話
であります、その五十万六千人の新
定員を設定された基礎といふものが恐
らくおありだと思つたのです。これだけ
の仕事の量、従つてこれだけの人員が
必要だ、こういうことになるのだから
と思ひますが、今のお話では十分人員
と仕事の量と勘案して體的に一億四
千万トンという計画をなさるといふお

話であります、その基礎を、例えば
仕事の場合その労働力といふものをい
ろいろに分析できると思つたのであり
ますが、その点大雑把でよろしいござ
いますから……。

○國務大臣(大屋三三) むすかしい
プリンシプルがありまして、ワイモン
ド・システムというアメリカのシステ
ムに基きまして、実際の実情も何度も
基礎にいたしまして、各部分々々に対
してそれらの方式に当て嵌めた詳し
いあれがあるので、残念ながら私に
は説明できませんが、何でしたら直
ちに鉄道局長官呼びますから詳しく
説明させます。私には遺憾ながら詳し
いことはできません。専門的に過ぎま
して……、そういうものがあるのです。

○堀真琴君 それではその仕事の量と
人員との関係はそれとしまして、この
人員の低下によりまして、これは人員
の低下ばかりではないと思ひます。戦
争中の鉄道の施設の荒廃といふこと
もありましようが、この輸送といふの
は、人命に拘わるような場合も輸送上
においては相当起るだらうと思つた
のです。その輸送上の不安といひますか、
安全といひますか、輸送上の安全を期
するといふためには人員が減少された
からどうのといふことばかりでは測定
できないと思つたのであります。施設の
荒廃もありましよう、そういう点ほど
うお考えになるのでありましよう、十
分輸送上の安全を保障することができ
るといふお考えなのですか、それとも
相当危険であるといふようなお考えな
のですか、その点お尋ねしたいと思
ひます。

○國務大臣(大屋三三) 概括的に申
しますと、戦争中の鉄道の施設

の荒廃というものは、昭和二十三年年度において一應の補修ができておるのであります。更にそれを細分して申し上げますと、線路関係が一番重大でございますから、それに対しては最も力を入れまして、大体これは先ず満足な程度まで行つていのですが、停車場の施設であるとか、或いはその他のビルディング、廣告というのに対しては手配りは、まだ相当大感張りで完全とは申上げられないのですが、今年度の予算は大分削減されましたし、又人員の総数がどういふふうになるか、又人員の総数が、基本的施設は素人の考え程荒廃はしておらんわけでありまして、先ず輸送の完遂、事故の防止という点に対しては相当の確信を持つて、その心配はないものと考えている次第であります。

○堀眞琴君 只今のお話ですと二十三年度において先ず安全な程度まで復旧した、こういうお話のように承つたのでありますが、この間の委員会におきまして、証人を喚問しましてこの定員法についての陳述を聞いたのであります。その際國鉄の方から、これは工務関係の方で集められた写真だろふであります、線路が非常にでこぼこになつておるといふ写真や、それからトンネルがもうすでに亀裂が相当入つて危険状態にある写真であるとか、大阪の駅では何か橋桁のどつかが外れて、それを支えるために、ドラム繼ぎセメントを入れてつつかえ棒にしているといふ写真を見たのであります。これは工務関係の方で集められたと思うのですが、何か本省の方で集められた写真の一部だろふであります、それを見ましても、大臣の今のお話の二十

三年度においてまあ支障のない程度に復旧されたといふお話とは喰ひ違つていふのじやないか。私がそれを指摘するのは、要するにそういうふうな面において、人員が削減されることによつてまず、そういう方面の復旧も遅れるのではないかと、こういうことを心配するので申上げたいのです。その荒廃した施設が非常に欠陥があるといふことを特に突いていられるわけではなく、むしろそれを早急に復旧させるために、人員というものをやはり相当に拡充、整備しなければならぬのじやないか、ということをお尋ねしておるわけでありませぬ。

○國務大臣(大屋晋三君) その点も例へば昭和二十三年度までに一番大事な線路関係、隧道関係、それから今の橋梁関係というものとにかく重点を置かしまして強力に、停車場とかビルディングといふようなものはやや手を抜きましてやつておるので、御指摘のような、全國沢山の中には或いはまだ不完全なものもあるかも知れませんが、そういう点は今回の工事勘定で修繕費、補修費といふようなものの中から、やはりそこらへんに重点を置いて十分注意をすることにいたす方針でございます。

○堀眞琴君 余り長い時間をとつても何ですけれども、もう一つ二つお尋ねしたいのですが、氣象職員これは運輸省の管轄になつていふのです、○國務大臣(大屋晋三君) そうです。○堀眞琴君 氣象の職員の問題につきましては、実は、先日学術会議におきまして、氣象台の台長の方から、職員がこれだけ減らされることになつたがために、今後氣象観測を実施する上に

おいて非常な支障を来たすことにならる。例へば台風の子報であるとか、或いはその他についても、これまでのように十分に能率を挙げて仕事をするといふことが可なり困難な状況にあるといふことを日本学術会議に訴えて來られたのであります。日本学術会議の十委員と委員会という委員会におきまして、その問題をとり上げて、どうして日本も氣象職員を充実して、そうして日本に、これは農作物に與える影響も非常に大きいと思つておるわけでありませぬ。非常に大きなものを防ぐ上からも、つまり日本の生産を増加する、單に農作物ばかりでない、その他の生産を増強するといふ上においても、氣象の観測といふことを拡充しなければ、今後の日本の生産にとつて由々しい問題ではないかといふ工合に考えられるのであります。その点について運輸大臣から御答弁をお願いしたいと思つておるわけでありませぬ。

○國務大臣(大屋晋三君) 只今の点はその通りでございます。実はありますので、氣象の現場に従事しておる者と關係と、又政府の行政整理の方針の關係でしばしば意見を戦がわしめて、十分ではなかつたかと思つておるわけでも、二割二分の減員をいたすといふ結論に相成りましたわけなんです、米國の例などから見ますと、それでも実は人数が多過ぎるということでございます。日本は長い島國で又特殊事情がありますが、先ずこの辺り、十分ではないかも知れませんが、そう各方面に御不便をかけない、支障を來さないといふことが言ひ得る方途の下にこの定員を設定いたした次第であります。

○政府委員(牛島辰彌君) どうやつて五万三千七十二という数字を出したかという御意見にお答えいたします。この問題は非常にむずかしい問題でございます。大体的な数字を算定してそれが実際の作業に合うかどうかといふ問題でございます。只今大臣からお話のありましたワイモンドといふ人の方法によりましてやり得る費用と申しますか、作業もございませぬ。ワイモンドと申しますのは一つの費目の中で稼働的な部分と不稼働の部分と二つに分けて行く方法でございます。併し全般のことになりますと、そういう方法によつてはできない部分もございませぬ。収益勘定と申しておりますのは、普通の経営に當る勘定でございますが、こういう面におきましてはワイモンドの方法によつてやり得るものもございませぬ。併し研究所の費用であるとか、或いは又教育所の費用であるといふことになりませぬ、不稼働といふようなことはございませぬのですから、必ずしもワイモンドだけではいけません。併しそういうものになります。私共の方としましては、やはり單位として考えますときは輸送の人キロ、輸送のトン・キロ、人一人を一キロとしまして輸送單位を決定しております。輸送人キロ或いは輸送トン・キロといふものを基準に考えておるわけでありませぬ。その外列車が走ります列車キロといふようなものを使つております。そういうものについては、お手許に差上げました資料の中にも、確か昭和十一年だつたと思ひましたが、それ以降はど

ういふふうな割合になつて殖えておる

か、それと人との關係といふような資料も差上げてございませぬ。従ひまして輸送人トン・キロ或いは列車キロ或いは鐵道の実際の營業キロといふようなものから算定いたしまして、ワイモンドの方法によつて出たものと比較検討をいたしまして決めたおるわけでありませぬ。今回決めたのは大体労働生産性と申しますか、作業能率を昭和十四年程度のものにまで引上げるといふことを前提としたして、國有鐵道におきまして五ヶ年計画を立てておるのですが、五ヶ年計画において昭和二十五年において想定いたしておりますところの輸送人キロ輸送トン・キロ、列車キロ、それから營業キロといふものを完遂するといふ建前で収益勘定の数字を出したのであります。併しながら昭和十四年に至りますと、そこには労働條件の緩和とか或いは労働基準法の關係の人員が出て参りませぬものですか、やはり約二十%に當るところの人員をそこに更に附加いたしまして収益勘定を作りまして、或いはその他に鐵道の勘定は工事に必要な工事勘定がございませぬので、そういうものは本年度予算の見地からこれを算出した。それからそれから中間勘定いわゆる清算勘定と申しますか他の勘定に品物を賣つたり買つたりする中間の勘定でありませぬ、そういうものは從來の鐵道の実績に基づきまして、これを推定して出しておるわけでございます。

○カニエ邦彦君 今度國鉄に重要な關係のある石炭ですが、実は通産省の石炭廳の配炭局が今度配炭も今度縮小したのですが、その關係においてどういふことになつておるのですか。

○國務大臣(大屋晋三君) 只今の点はその通りでございます。実はありますので、氣象の現場に従事しておる者と關係と、又政府の行政整理の方針の關係でしばしば意見を戦がわしめて、十分ではなかつたかと思つておるわけでも、二割二分の減員をいたすといふ結論に相成りましたわけなんです、米國の例などから見ますと、それでも実は人数が多過ぎるということでございます。日本は長い島國で又特殊事情がありますが、先ずこの辺り、十分ではないかも知れませんが、そう各方面に御不便をかけない、支障を來さないといふことが言ひ得る方途の下にこの定員を設定いたした次第であります。

写真の一部だそうでありますが、それを見ましても、大臣の今のお話の二十...
がこれだけ減らされることになつたがために、今後象徴的実施する上に...
を来さないといふことが言ひ得る方途...
だつたと思ひましたが、それ以降はど...
ういふふうな割合になつて殖えておる...
したのですが、その関連においてどう...
いふことになつておりますか。

○國務大臣(大屋三三) 運輸大臣に
対する質問ですか商工大臣ですか。
○カニニ邦彦君 いや運輸大臣です
よ。

○國務大臣(大屋三三) どういうこ
とですか。
○カニニ邦彦君 石炭は今度あなた
の方に配給されて行きますが、従来の機
構を少し縮小されたり、或いは商工省
関係の石炭の石炭の關係のものが縮
小されて来ると思つておるのですよ。そうす
ると石炭を消費する方の運輸省として
は、非常に支障を暫く来すのではない
かといふことを感じるわけですが。

○國務大臣(大屋三三) それはこの
配炭公園といふものが廃止されるとい
うと、中で吸収される手数などがか
けて安くなるから、消費者の意味にお
いては私共は歓迎する。それから又鉄
道自体も予算をうんと削られるから一
番大きな費目の石炭の買取り原價を安
くするといふ意味におきまして、鉄道
が今度自分で陸送の方で石炭をうん
と輸送するといふような方法を講じ
て、石炭の買入れ原價を安くするとい
う方針を鉄道自体も自分の道具を使つ
てやつておる次第でありまして、今回
の商工省の機構の縮減によりまして
は、別にそう大した影響はないと思つ
ております。

○カニニ邦彦君 次に工機部、地方施
設部、電氣部等が今度は廃止になるの
ですが、大体これでは何名ぐらゐの人員
を削減される予定ですか。
○政府委員(牛島辰彌君) お答え申上
げます。今回地方施設部、地方電氣部
の制度は、今月の十五日を以ちまして
廃止はいたしました。併し行政整理に
つきましては、まだやつてゐるわけ

はございませぬ。三つの地方施設部、
一つの電氣部を除きました他のものは
全部鉄道局の鉄道局長の所轄の下に入
れまして、工機部と名称を変更してお
るわけでありませぬ。東京、信濃川、盛
岡の地方施設部、東京の地方電氣部に
つきましては、これは工機事務所とい
う名称に変更しまして、そうして本省直
轄の機関にしているわけでありませぬ。
これは職員を縮減と申しますかにつ
きましては、全部他の職員と同様に行政
整理の場合に縮減をするということに
いたしておるわけでありまして、この
廃止した、或いは制度を変更したとい
うことだけで直ぐにこれを整理する
というようなことは考えておらんであ
ります。

○カニニ邦彦君 これは大臣にお伺
いするのですが、今度の人員整理が國鉄
の現状から見ましても、さつぱらん
に申しますと、非常に無理だといふよ
うなことで運輸当局、特に職員局長以
下全員非常に反対の空氣が強いとい
ふようなことを聞いておるわけですが、
大臣はどう考えておられますか。
〔理事藤森眞治君退席、委員長着
席〕

○國務大臣(大屋三三) 私は少く
も反対はないと考えております。
○政府委員(牛島辰彌君) 私職員局長
でございますが、私も反対した事実は
ございませぬ。

○堀眞琴君 昨日も局長からワイモン
下法の算定について御説明があつたの
であります。その労働能力であつたの
不変部分と可変部分に分けるといふの
は、そうしてその作業能率を高める計
画としては、十四年度まで高める、そ
ういふお話ですね。それは労働の生産

性といふことについてはどういふお考
えを持つておられるか、やはり人員の
決定に大きい意味を持つておると思
ひますが、現在の労働生産性は、私は戦
前に比べれば下つておると思ひませぬ。
そういう点をどういふふうにお考えに
なつておられるか。それからこれは先程
よつと触れました施設の荒廃といふ問
題とも関連して来ると思つておるが、
その点についてちよつとお答えを願
ひたいと思ひます。

○政府委員(牛島辰彌君) 労働の生産
性を表わす資料といたしましては、大
体只今申上げましたように、営業キロ
当り人員がどのくらいになつておる
か、或いは輸送上の人トンキロ当り
どの程度になつておるか、或いは列車
キロ当りどうなつておるかといふこと
によつて見るより大局的にはないわけ
でございます。その表につきま
して、お手許に差上げてあります昭和十
一年度以降二十四年を五万三千七十
二にしまして、どういふような指数の
変化になるかといふことは差上げてあ
るわけでございます。

〔議事進行と呼ぶ者あり〕

○堀眞琴君 今の人トンキロとか走行
キロとか営業キロとかいふことによつ
て決めるといふことになるだらうと思
はれ、私も想像しておるのですが、そ
れによつて生産性といふものをどのよ
うに算定されておるか、戦前と現在で
労働の生産性がそれがつまり定員にも
相当関係を持つて来ると思ひます。

○政府委員(牛島辰彌君) この表に
ございませぬ。この表を讀み上げ
るよりしようがないのでございませ
ぬ。

○國務大臣(大屋三三) ちよつと諸君
にお話します。國家行政組織法の一
部を改正する法律案の本委員会の修正
案に對しまして、確定ではありませぬ
が、あの仮の案に對しまして、司令部
から承認が降りました。それ故に今こ
の議事を中止しまして、その會議を
開きますが、御承知の通り修正があつ
て、これが衆議院との問題が起ります
から、緊急上程をする必要がありま
すので、この際これを委員諸君にお話
りいたします。あの修正を付して國家
行政組織法の一部を改正する法律案を
議題にいたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) ちよつと速記
を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて
下さい。委員長は昨日その席におりま
せんでしたから、ちよつと分りませぬ
でしたが、それでは只今の委員諸君の
お話に基づきまして、この案について討
論を願ひます。

○新谷寅三郎君 國家行政組織法の
一部を改正する法律案につきましては、
衆議院から一部修正があつたのであり
ますが、本委員会におきましては、再
三これに關する委員の懇談会を開きま
して、大体意見の一致を見たのであり
ますが、それは根本の原則といたしま
して、各省の設置法に行政組織法の特
例を認められるような、例えば内局、
或いは官房に部を置きましたり、或
いは外局である廳に局を置いておるよ
うな例が沢山あるのであります。これら
はいずれも國家行政組織法の第七條に

對する特例でありますから、やはり原
則はどこまでも國家行政組織法の中
におきまして、原則に對する例外的な規
定を置かしまして、つまり例外を許容す
るような規定を置かしまして、その規定
に基いて部局の設置をするのが適當で
あるといふことに相成つておるのであ
りまして、この点につきましましては、
我々は國家行政組織法が官廳全体の機
構を定める根本方針を決めておるもの
であるといふ方針から、この規定に對
しましては、衷心から賛意を表するも
のであります。その意味におきまして
、修正意見を提出したいと思つので
あります。次に修正案を朗讀いたしま
す。

國家行政組織法の一部を改正す
る法律案(閣法第五十六号)の一
部修正案

國家行政組織法の一部を改正する
法律案の一部を次のように修正す
る。

第七條を改正する規定を削る。
第十八條の改正規定の次に次のよ
うに加ふる。
第二十四條の次に次の一條を加へ
る。

第二十四條の二 昭和二十五年五月
三十一日までは、第七條第一項の
規定にかかわらず、別に法律の定
めるところにより、別表第二上欄
に掲げる府、省又は本部の官房又
は局に限り、同表下欄に掲げる部
を置くことができる。

昭和三十二年五月三十一日まで
は、第七條第二項の規定にかかわ
らず、別に法律の定めるところに
より、別表第三上欄に掲げる廳に
限り、同表下欄に掲げる局を置く

七

3 前二項の規定により設置された部局は、昭和二十五年五月三十一日限り、廃止されるものとする。
 (別表第一)の次に次のように加える。
 (別表第二)

府省又は本部の官房又は局	部
総理府	賞勳部
大臣官房	人口部
統計局	経済部
製表部	
法務府	経理部
総裁官房	
外務省	情報部
政務局	
大蔵省	調査部
大臣官房	税関部
主税局	検査部
銀行局	
文部省	教育施設部
管理局	
厚生省	統計調査部
大臣官房	国立公園部
公衆衛生局	環境衛生部
農林省	農業協同組合部
農政局	管理部
農地局	計画部
	建設部
	統計調査部
農業改良局	研究部
	普及部

通商産業省	競馬部
大臣官房	調査統計部
通商振興局	経理部
通商企業局	調達賠償部
通商機械局	電気通信機械部
通商化学局	車両部
運輸省	化学肥料部
大臣官房	運輸調整部
鉄道局	国有鉄道部
自動車局	民営鉄道部
	業務部
	整備部
労働省	労働統計調査部
大臣官房	
建設省	営繕部
管理局	
経済安定本部	連絡部
総裁官房	
通商産業省	
資源局	
石炭管理局	
石炭生産局	
鉱山局	
鉱山保安局	
電力局	

○別表を加える規定の前に次のように加える。
 第三條第四項及び第二十二條第二

項中「別表を「別表第一」に改める。」
 ○別表を加える規定中「(別表)」を「(別表第一)」に改める。
 この修正意見を出して置きます。
 ○藤森眞治君 只今新谷委員の御意見に賛成いたしました。本案に賛成をいたします。
 ○委員長(河井彌八君) それでは新谷委員から修正意見が提出せられました。これに賛成があつたのであります。それでは修正案も含めて全部を採決いたします。賛成の諸君の御手を願ひます。
 (総員挙手)
 ○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。可決すべきものと決定いたしました。例によつて報告書に御署名を願ひます。
 多数意見者署名
 城 義臣 一松 政二
 河崎 ナツ 三好 始
 岩本 月洲 新谷眞三郎
 鈴木 直人 佐々木鹿藏
 藤森 眞治 堀 眞琴
 カニエ邦彦

○委員長(河井彌八君) それでは先刻から審議中の両案の審議に入ります。ちよつと速記を止めて。
 (速記中止)
 ○委員長(河井彌八君) 速記を始めます。
 ○カニエ邦彦君 只今大臣は頗る自信のあるようなお言葉を承つたのであります。現在の整理される五十万六千の数において一億四千万トンの輸送計画は自信があるのだということをおっしゃるのです。私の聞くところでは、この五十万六千の数というものは、國鉄五ヶ年計画が完成された後の人員とすることを承つていられるのであります。この点で一億四千万トンの輸送計画に対しては大体六十八万程要するのじやないかというようなことを聞いています。この点はどうなるのですか。
 ○國務大臣(大屋實三君) 只今の御質問ですが、大体五十万六千人に縮減をしまして、今のしばし申上げました配置轉換、能率の増進、あらゆる考慮、工夫を廻らして、一億四千万トンの輸送量を完遂するという仕組を立ててやつて行けることを確信してやつています。次第であります。
 ○カニエ邦彦君 只今極めて曖昧なように実は聞きとれたのですが、六十二万七千五百名で、前の一億三千万トンの輸送完遂が九六・六%しか実はできておらんのです。ところが國鉄の施設その他の状況は年々これから悪くなつて行く、そこへ持つて来て今のお言葉とは少し理論的にも亦實際的にも合致しないように思ふのですが、どうなんですか。
 ○國務大臣(大屋實三君) その点はあらゆる機会にしばし申上げています。ですが、この仕事の量と人間の数とが必ずしも正比例しないのであります。少数の人間でもいろいろ創意工夫と能率の向上をいたしますし、又働く氣持ちというやうなものが、そこにいわゆる労働意欲というやうなものがあるに由りまして、如何ようにしてもその点は考えられるわけでありまして、私は今の人員を十万人足らず減らし、さういふ意味において、この在來の低能率をこれを向上させて行く、こゝろに立っておる次第であります。

○カニエ邦彦君 どうも今の理屈は、仮に創意工夫と言ひましても、ものの一、二万という数字ならば又さういふ工夫もあるうかと思ひますが、十万人減らして、さうしてそれが創意工夫によつて生み出せるというやうなことは、これはちよつと考えられないのです。併しこれはまあ議論になりますので、時間もございませぬからさうとしまして、五ヶ年計画によつてできておるところのものが、さういふ今言われるやうな点ででき得るということになると、前に立てられた五ヶ年計画といふものは非常に權威のないやうに思ふのですが、その点はどうなんですか。
 ○國務大臣(大屋實三君) 凡そ鉄道に限らず、あらゆる民間の事業でも、三年前に考えたことを三年後に考えることをやつておつたかといふことは、カニエ君もしばしば御体験のことと思ふのであります。この五十万六千人によつてこの一億四千万トンの輸送を完遂する、これがためにはあらゆる科学的的操作、能率増進、或いは従業員の氣分の調和ということに努力をいたしまして、完遂する覚悟をしております。
 ○河崎ナツ君 ずつとの内閣委員会の初めの頃に、今度は整理をするのに、老齢であつたり、又老齢ではなく働けるのに怠け者だつたり、さういふやうな標準で整理して行くといふやうなことをおっしゃつて、性別によつて、女であるとかいふやうなことによつてはしないといふことを最初に總理大臣がちよつとおっしゃつていたのであります。國鉄におきましては、三

万四千人程の女がおりますが、女子であるがためにそういう対象になつておるような様子を聞いておるのでございませぬが、大臣はその点について御存じございませぬか。

○國務大臣(大屋三三) 只今の河崎さんの御質問は、最初の委員会で私が正にその通りのごとを申上げたのですが、三万四千人の女子の従業員を逐更に対象にいたしまして、これを整理の目標にするというようなことはいたしません。

○河崎ナツ君 開きますところによりまして、新潟の鉄道局では女子が三千三百四十二人おりますが、それがもう千名でいい、電話係とか看護婦とかアイビストとかいうようなのはこれは女でなければならぬ、そういう女子は定員の中に入つておるが、それ以外の人たち、つまり後の二千三百四十二人の女子は定員外だということ、新潟鉄道局の人事課長の方が女子の方におつしやつて、だから成るべく……本多國務相がおられますが、この間から頻りに早目に辞表を出さないかと一人一人に當つて辞表を勧告しておる。而も今辞める方が手当がよくて、もつと先になつていよ／＼になつて來ると、先程本多大臣のお話を伺つたのであります。先になれば少いから今のうちに早く辞めた方がいいと、一人ずつ各個撃破で話をしておるといふことにつきまして、昨日新潟から参りましたその女子職員から聞きましたのでございませぬが、東京鉄道局もまだそういうふうな様子で、女子は老齢者とか、五年未満の勤続者であるとか、いろいろ例を挙げます外に、やはり女子は整理する一つの項目に挙げられておると

いうことも聞いておるのであります。が、近く関西に参りまして、九州鉄道局の方々に目にかかるといふことになつておりますが、関西の婦人大会においても聞けると思つて、さしずめ大臣の管轄下の方々にそういう傾向が見えておりますことにつきまして、そういうおつしやつていらつしやらないけれども、実際はそういう様子になつておることにつきまして、大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○國務大臣(大屋三三) この新潟の整理の問題は三月中旬に問題になつたのであります。それは、あれは対象になりまして、これは、いわゆる臨時雇の人々で、而もそれは局長限りでいたしまして、それができる人事なのであります。そういう人事で大臣から特別の指令も何も出しておらない種類のものではあつたと思ひます。尙後段のお話の東京、その他関西の女子の従業員に関して殊更に今辞めた方がいいというようなことは、そういうことは勿論言うておる筈は私はないと思ひます。

○河崎ナツ君 實際辞めなければならぬ、今度の経済の建直しの關係から辞めなければならぬという事に対して、女の人だけが辞めなくてもいいということではありませぬけれども、子を捨てる数はあつても身を捨てる数はない。これは人間生活の一面の眞理で、それと同じにやはり整理しなきゃならぬというときに、その重圧がどつちかという、弱い女の方にかかつて來るといふようなこともあり得る、そういう現象が現われて來た。それはそういうことになつて來るのではないかと心配いたしておりましたが、如実に現われて参りましたので、先ず

最初に鉄道の方に一番早く現われて参りましたから、大臣の御決心を伺つて、私共そういう意味において女子に重圧がかかるということにつきまして、やはり御考慮を願わなければならぬのではないかと、この三万四千の女子を見ておられます、この三万四千の女子のうちで、アイビスト、電話係、看護婦は、それはありません、人手とか、或いは駅で働いている事務の方は若い方が多い、汽車の整備係でありますとか、或いは踏切りの番人であるとかは、中年の女の人、大抵二十四、五から三十五、六の女の方、それで手持ちの女の方、そういう人が汽車の整備係、或いは掃除係と申しまして、汽車が出たときに、又掃つて來ますと、掃除をいたしておられます。ああいう方に可なり大勢おる、これは随分数のうちには多いのであります。そういう人をこの間から調べておられますと、大分未亡人の方が多いのであります。一々事情も考えられないでありますが、うけれども、成るべく女でなければならぬところは女で、後は定員外の女は定員外として整理をすべからざるものと、ああいう年輩の三十五、六頃の子持ちの女の人で、可なり國鉄で働いておられます。今申したような方で、整理されるその人達のことは、これは余程未亡人の立場から考えてやらなくてはならぬことではないかと思ひます。

○國務大臣(大屋三三) 只今の河崎さんのお話はよく承りました。ただこの女子であるが故に整理の対象を重くするということはございませぬ。但しこのお手許に差上げてあります資料にもあります通り、女子三万四千人の中で年齢が二十一歳から三十歳までが一万二千人もおるといふわけです、やはりこういう数が多いところは多少その整理のやはり対象になるといふようなことはあるかも知れませぬが、女であるが故に特別に差別待遇はいたしませんし、又未亡人或いは職災者というような点は十分考慮いたしまして、御趣旨に副うことにはいたしません。

○三好始君 國鉄の事故の件数は戦前と戦後とどういふふうになつておりますか、簡単によろしくございませぬが、○國務大臣(大屋三三) それは只今お手許に差上げた表にございませぬ。列車事故、重大事故の表、總事故の平均というのがございませぬが、著しくこの戦前の昭和十九年ですか、……(資料なしと呼ぶ者あり)おかしいな、差上げてある筈ですよ。昭和十九年がトップですつと下り坂になつておられます。

○堀真壽君 そのことに関連して、十九年度をトップとして下り坂になつておるといふ話ですが、先程お尋ねしようと思つて忘れてしまつたのですが、運輸局の最近の発表によりますと、突は非常に落ちておるのであります。四月一日現在によりますと、昭和十六年においては二百六十一件、昭和二十三年度においては四百九十七件といふので、約二十倍近くも落ちておる、

こういうことになつておるのであります。が、大臣の御説明だと十九年度をトップにして下り坂になつておるといふので、運輸局のこの数字とは少し違つておるようには思ひますが、それはどういふのですか。

○國務大臣(大屋三三) お手許に差上げた表で重大事故につきましては、昭和十九年度をトップといたしまして、二十三年は遙かに下り坂になつておられます。又この總運輸事故につきましては、昭和二十一年をトップといたしまして、二十四年度の四月まで出ておられます。これもすつと数字が下り坂になつておられます。もう列車事故にいたしまして、昭和二十年をトップにいたしまして、現在はずつと下り坂になつておられます。(ないですとどんな資料やと呼ぶ者あり)

○新谷實三郎君 運輸大臣に一つ、重複を避けましたために、理由は申上げませんけれども、中央氣象台の職員のごさいます。大臣も昨日お話になつたように、相当無理があるよといふお話がありました。これは相當大幅に、昨年の定員に比べますと、三割以上減つておる状況です。これは今後例えは都市計画でも、港灣建設でも、治山治水でも、道路でも、今後いよいよさういふ事業の基礎になる調査研究をする所ですから、それがないために日本としましては今まで災害なんかの關係で、随分損をしておるのであります。これは確信のあるところで行かないと、非常に大きな後になつて悔いを残すのではないかと思ふのです。そこで運輸省一般会計の職員定員の方は枠が動かせないといふにいたしまして、その範圍内において中央氣象台の職員定

九

きつと大臣もお分り下すつたと思ひま
すけれども、ただ遅配、欠配のこと
は、それは公團のこととおつしやつ
ても、あとからも少しお話するとき
がなかつたものですから、つい今日こ
の時間を頂きましたような次第でござ
います。結論は、私が了解いたしました
でも、食糧事務所というものの重大性
を國民も十分認識するように今してお
るのでありますから、その定員を減
らすこと、二割の削減はこれは無理だ
ということ、又私達婦人も申上げた
ということなどございます。

○國務大臣(森幸太郎君) 先日私、言
葉が足りませんのと、時間がなかつた
ので甚だ失礼でありましたが、御趣旨
はよく了解いたしました。政府におい
ては食糧問題の重大性を時に考へてお
りまして、今回整理いたしましたも、
決して公團の仕事が差支えて、手をあ
けて待つておられるというふうなこ
のな
いように、食糧の買入れ、輸送等を完
遂いたしたい。それにつきまして、原
則としては二割の整理をすることに
な
つておりますけれども、この食糧廳の
内部におきまして、適当に操作をいた
しまして仕事の停滞しない、滞りな
いように必ずやり得る。かような確信
を持つておられるわけでありませぬ。

○佐々木鹿藏君 只今川崎さんのお話
尤もの点が多いのであります。農林
大臣に長く申上げる必要はないので、
私は一言で足ると思つております。現
在の食糧事務所は、大臣も十分御
承知でありますから、この人員を二割
減せば、今川崎さんの公團に向けるべ
き重要な部分にも影響して来るし、各
方面に亘つて大きな影響がある。先般
も大臣に申上げた通り消費者にも迷惑

がかかるし、又農村に迷惑をかける
という部門もありますので、この食糧各
般に亘つて重要なこともあります。か
ら、この食糧事務所の人員については
十分の考慮を拂ひまして、ただ軽い意
味の考慮では困ると思ひます。ここで
十分の考慮を拂ひまして、あとから
我々の方において修正をしたいと思ひ
ますので、速かに修正を受けられるよう
にお願ひいたします。

○委員長(河井彌八君) 人事院總裁に
今出席を求めておるところであります
が、その間何か御質疑がありますれば
お願ひいたします。

○カニエ邦彦君 丁度商工大臣が見え
ておりますから、この際にお聞きした
いのであります。昨日の国会議にも
ちよつと述べた通り、中小企業廳で
ございまして、この中小企業廳が大廳で
ありながら、僅か九十何人です。少く
も私は我が國の全体の産業の大部分が
中小企業で成つておる。而もこの中小
企業に對する対策こそ、今日重要視さ
れなければならぬに拘わらず、こ
れが而も縮小されておる。又その縮小
されて人員がどしどし減つて行くと
いふようなことで、一体この九十四人
くらいは人員で以て全國の中小企業者
に對してどういふ面倒が見れるか。こ
の点については甚だ遺憾に思ふのであ
ります。稲垣商工大臣の率直なお考
えを一つこの際承つて置きたいと思
ふのであります。

○國務大臣(稻垣平太郎君) 中小企業
廳の問題は、この前の内閣のときにカ
ニエさんなどと御一緒にこの問題は論
議した問題であります。その当時これ
を、いわゆる資材資金、そついつた方

面までここで取扱うか、或いは資材資
金の面は現局においてこれを取扱うか
ということが大いに問題になつたので
あります。その点はカニエさん御承知
の通りであります。そこで資材資金の
面は現局においてこれを取扱う。そこ
で中小企業廳は、單に指導並びに振興
についてのみこれを行うのだ。こうい
うことで、あつたときに結合をしたと承
知いたしました。その意味におき
ましてこの今の中小企業廳の人数が少
いということでありませぬ。けれども、
中小企業廳の人数に加ふるに、現局の
一万三千何人がこれに加わつておるも
のと御承知願つて結構と私は思つた
のであります。そこで實際におきまして
は、今定員が百三十三人でありました
が、突は百七十七人しかありません。こ
の九十四人ということは一割七分五厘
に相当しております。これは元の起り
はさういつた起りでありませぬ。中
小企業廳において量よりも質を最も尊
ばなければならぬ。いわゆる中小企
業者の何といふか、親爺さんとな
り兄弟となつてこれを指導して行く、
育成して行く、こついつた形で、實際の
仕事は現局においてやるのでありま
す。さういふ意味におきまして、私は
これだけの人数で十分やつて行ける。
むしろ私は精銳主義でやつて行くこと
が中小企業廳の最も狙いである、か
ように考へております。

○カニエ邦彦君 只今の御答弁により
ますと、この際中小企業廳が指導育成
の面を担当して行くから、人は要らな
い。だから現局の方ですべての生産に
對する面倒は現局で見に行く。こついつ
う御思想のように聞こえるのでござい
ますが、さういたしますと、ただそ

の中小企業者のいわゆる手引きをす
るといふ形へ持つて行くということが
結構だろう、かように存じているので
あります。

○カニエ邦彦君 さういふ形に推進さ
れるという御意思ならば、もう少し何
とかこの人員を増加されて、さうして
實質的な外局の形の備わつたような実
に今後して行くという御意思はありま
せんか。

○國務大臣(稻垣平太郎君) これは先
程も申上げましたように、私は量より
も質だとかように考へております。そ
れから外局は何人ではなければならぬ、
或いは百名以下の外廳ではいけない、
こついつた種類のものでは私はなから
うと思つております。例えばこの工
業技術廳は四千何百人を擁してござ
います。實際は研究所、検査所等の職員
が大部分で、本廳の職員は僅かしか
ない。外廳といふものは人数によつて
云々さるべきものではないのでありま
す。そこで質にウェイトを置いておる
といふことで外廳にいたしておる。こ
の点はカニエさんがかねて言つてお
られる中小企業にウェイトを置くのだ
といふ点から言つても、人数の問題で
はなくて、いわゆる外局としての窓口
を持つておるといふことは結構なこと
だと思つております。あの当時もあ
なたとさういふお話をしたと私は思
つております。

○カニエ邦彦君 その点ですが、只今
言われるように人数の点を論じておる
のでなくして、中小企業者の全体の全
國の数で、それから見て換算して
行くと、大体一人当りの資料をこついつ
手許に持つておられませんが、一人当り
にするとなかなか大なるものになるだろ

に、中小企業者のいわゆる手引きをす
るといふ形へ持つて行くということが
結構だろう、かように存じているので
あります。

方面に亘つて大きな影響がある。先般も大臣に申上げた通り消費者にも迷惑を、いわゆる資材資金、そういつた方

御思想のように聞かせるのでございませぬ、その窓口でいわれる幹旋を頼む。又喜んで先程も申しましたよう

手許に持つておられますが、一人当りにすると非常に膨大なものになるだろ

うかと思つております。これは一々業者一人一人に担当官一人々々を付けておくという意味ではないのですが、勿論これは重点的におやりになるのも結構だと思つておりますが、余りにも中小企業者の多いという点から見まして、非常に少な過ぎるのではないかと、もう少しでき得ればこの点を注がれまして拡充されるようなことをお願いしたい、こう思つております。

○委員長(河井彌八君) 先刻お申合せの時間が参りましたから、これで質疑は打ち切ります。つきましてはこれから休憩いたしまして、八時に再開いたします。そうして討論を経て決定したいと思つております。どうぞ諸君の御精勵をお願いします。

午後六時五十分休憩

午後八時二十分開会

○委員長(河井彌八君) 休憩前に引續いて再開いたします。これより秘密会に入りますから議員、國務大臣、政府委員及び事務をとる職員以外の方は御退場願います。

午後八時二十一分秘密会に移ります。速記を止めて。

午後八時二十二分速記中止

午後九時十三分速記開始

○委員長(河井彌八君) 速記を始めます。質疑もすでに終了しておりますから、意見のある方はお述べをお願いいたします。

○一松政二君 私は参議院における民主自由党を代表いたしまして、政府の原案に賛成いたすものであります。

○鈴木直人君 ちよつと速記を止めて頂きたい。

○委員長(河井彌八君) 速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始めます。

○若本月洲君 行政機関職員定員法案を提出いたします。次にその修正案の文を讀みます。

行政機関職員定員法案の一部を次のように修正する。

第二條第一項中、農林省の下に、本省三三、六三四人、食糧廳二九、〇〇二人、林野廳三三、三三四人、水産廳一、八五二人、計八七、〇〇二人を、農林省、本省三三、六三四人、食糧廳三三、一七〇人、林野廳三三、三三四人、水産廳一、八五二人、計八九、九七〇人に、次に合計八七、一、二七九人を合計八七、四、四七二人に改める。

以上の修正案であります。

○委員長(河井彌八君) 速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始めます。

○三好始君 私は行政機関職員定員法案の一部を修正する案を提出いたしたいと存じます。修正案を先ず朗讀いたします。

行政機関職員定員法案の一部を次のように修正する。

第二條第一項の定員の欄中、農林省の部の二三、三三四人を二五、二七二人に、八七、〇〇二人を八八、九六〇人に、合計の八七、一、二七九人を八七、三、二三七人に改める。

この趣旨を極く簡単に御説明申し上げます。私の修正案は林野廳に関するものであります。林野廳の管轄区域の一定の個所に單獨で分散して、直接國有林の保護管理に當つておるのであります。担当区員は又特に司法警察権を有してあり、火災とか盗伐などの予防処理にも従事いたしておるのであります。従つて檢察職員であるとか警察職員の場合と大体同じように、二十四年度の予算定員においては少しも減員されないのでそのままにしておるのであります。事務の実情及び性質上から考へまして当然と認められますので、定員法においても二十四年度の予算定員に合致せしめるのが当然でな

いかと思つて今回の修正案を提出いたしました次第であります。従つて林野廳の定員に関する修正につきましては、二十四年度の予算に認められておる範圍まで定員を増加するに過ぎないものであります。實際問題といたしまして、予算に対しては何らの支障を來さないものと認められるのであります。従つて今日日本の山林が非常に荒廃いたしまして、前途が憂慮されております際であるだけに、是非実情を十分御理解頂きますして、皆さんの御賛成をお願ひして止まない次第であります。

○藤森眞治君 私は民主黨を代表いたしまして修正意見を申し上げます。私は本法の附則の第五から第十までを削りまして、そして第十一の末節にありまして「政令で定める」とあるのを「法律で定める」とこの修正であります。

○委員長(河井彌八君) 外に修正案の御発議ありませんか。

○堀眞尋君 私は無所属懇談会を代表いたしまして、行政機関職員定員法案について次のような修正案を提出いたします。附則第五以下第十まで削除します。その理由はすでに幾度も申し上げましたからここでは省きます。

○委員長(河井彌八君) それでは外になければ採決いたします。速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始めます。次に行政機関職員定員法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、これを議題といたします。

○新谷寅三郎君 この法律案につきましては質疑も終了したことでありますから、直ちに討論採決に入つて頂きたいと思つております。

○一松政二君 賛成いたします。

○委員長(河井彌八君) 御発言がなければ採決に入らうと思つておりますが……

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

それでは本案の採決をいたします。本案を衆議院送付案通り可決すること

に賛成の諸君の挙手を願います。

〔挙手者多数〕

○委員長(河井彌八君) 多数であります。よつて本案は可決されました。それではこれで秘密会を解きます。

午後九時四十四分秘密会を終る

○委員長(河井彌八君) 尙国会法第六十三條によりますと、秘密会の記録中に秘密を要するものと議決した部分は公表しないことができるのであります。が、本日の委員会中の秘密会の記録は、これを公表いたしても支障ないと思つておりますので、公表いたすこととして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めてさう取計いたします。それでは例によりまして報告書に御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

城 義臣 一松 政二
中川 幸平 岩本 月洲
新谷寅三郎 鈴木 直人
佐々木鹿藏 藤森 眞治

○委員長(河井彌八君) 本日はこれで散会いたします。

午後九時四十五分散会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 カニエ邦彦君
中川 幸平君
藤森 眞治君

委員 河崎 ナツ君
城 義臣君
一松 政二君
佐々木鹿藏君
岩本 月洲君

委員外議員

人事委員長

中井 光次君

國務大臣

大藏大臣 池田 勇人君

農林大臣 森 幸太郎君

商工大臣 稻垣平太郎君

運輸大臣 大屋 晋三君

國務大臣 青木 孝義君

國務大臣 本多 市郎君

政府委員

人事院總裁 淺井 清君

大藏事務官 (給與局長) 今井 一男君

運輸事務官 (鉄道局長) 牛島 辰彌君

職員局長

新谷寅三郎君

鈴木 直人君

堀 眞琴君

三好 始君

昭和二十四年六月二十三日印刷

昭和二十四年六月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

(第一部)

(四三三)